

笠間市告示第202号

令和元年第3回笠間市議会定例会を、次のとおり招集する。

令和元年8月27日

笠間市長 山口伸樹

1 期 日 令和元年9月3日（火）

2 場 所 笠間市議会議場

令和元年第3回笠間市議会定例会会期日程

月 日	曜 日	会 議 名	議 事
9月 3日	火	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 請願・陳情（付託） 議案上程・提案理由説明 質疑・討論・採血（議案の一部） 〔一般質問通告締切（午前中）〕 〔議案質疑通告締切（午後5時）〕
9月 4日	水	休 会	議案調査
9月 5日	木	本会議	会議録署名議員の指名 議案質疑・委員会付託 決算特別委員会設置・付託 〔議会運営委員会開催〕
9月 6日	金	休 会	常任委員会（総務産業・教育福祉）
9月 7日	土	休 会	
9月 8日	日	休 会	
9月 9日	月	休 会	常任委員会（建設土木）
9月10日	火	休 会	決算特別委員会（第1日）
9月11日	水	休 会	決算特別委員会（第2日）
9月12日	木	休 会	決算特別委員会（第3日）
9月13日	金	休 会	議事整理
9月14日	土	休 会	
9月15日	日	休 会	
9月16日	月	休 会	
9月17日	火	本会議	会議録署名議員の指名 一般質問
9月18日	水	本会議	会議録署名議員の指名 一般質問
9月19日	木	本会議	会議録署名議員の指名 一般質問 〔討論通告締切（午前中）〕
9月20日	金	本会議	会議録署名議員の指名 各委員会委員長報告 質疑・討論・採決（議案の一部） 閉会 〔全員協議会開催〕

令和元年第3回
笠間市議会定例会会議録 第1号

令和元年9月3日 午前10時00分開会

出席議員

議長	22番	飯田正憲	君
副議長	13番	石田安夫	君
	1番	坂本奈央子	君
	2番	安見貴志	君
	3番	内桶克之	君
	4番	田村幸子	君
	5番	益子康子	君
	6番	中野英一	君
	7番	林田美代子	君
	8番	田村泰之	君
	9番	村上寿之	君
	10番	石井栄	君
	11番	小松崎均	君
	12番	畑岡洋二	君
	14番	藤枝浩	君
	15番	西山猛	君
	16番	石松俊雄	君
	18番	大関久義	君
	19番	市村博之	君
	20番	小藺江一三	君
	21番	石崎勝三	君

欠席議員

17番 大貫千尋 君

出席説明者

市		長	山口伸樹	君
副	市	長	近藤慶一	君
教	育	長	今泉寛	君

市長公室長	中村公彦君
総務部長	石井克佳君
市民生活部長	金木雄治君
保健福祉部長	下条かをる君
産業経済部長	古谷茂則君
都市建設部長	吉田貴郎君
上下水道部長	横手誠君
市立病院事務局長	後藤弘樹君
教育次長	小田野恭子君
消防次長	堂川直紀君
会計管理者	島田茂君
笠間支所長	岡野洋子君
岩間支所長	伊勢山裕君
監査委員事務局長	根本由美君

出席議会事務局職員

議会事務局長	渡辺光司
議会事務局次長	堀越信一
次長補佐	松本光枝
係長	神長利久
主幹	塩田拓生

議事日程第1号

令和元年9月3日（火曜日）

午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 請願・陳情について
- 日程第5 認定第1号 平成30年度笠間市一般会計及び同特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第2号 平成30年度笠間市立病院事業会計決算認定について
- 認定第3号 平成30年度笠間市水道事業会計決算認定について
- 認定第4号 平成30年度笠間市工業用水道事業会計決算認定について

- 認定第 5 号 平成30年度笠間市公共下水道事業会計決算認定について
- 日程第 6 諮問第 3 号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて
- 日程第 7 議案第 76 号 笠間市手数料条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 77 号 笠間市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 78 号 笠間市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 79 号 笠間市教育・保育の実施に関する条例を廃止する条例について
- 日程第 11 議案第 80 号 笠間市消防団ほう賞基金条例を廃止する条例について
- 日程第 12 議案第 81 号 笠間市手数料条例の特例に関する条例について
- 日程第 13 議案第 82 号 工事請負契約の締結について(みなみ学園義務教育学校整備工事)
- 日程第 14 議案第 83 号 令和元年度笠間市一般会計補正予算 (第 2 号)
- 議案第 84 号 令和元年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 議案第 85 号 令和元年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)
- 議案第 86 号 令和元年度笠間市介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 議案第 87 号 令和元年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 議案第 88 号 令和元年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 議案第 89 号 令和元年度笠間市立病院事業会計補正予算 (第 2 号)
- 議案第 90 号 令和元年度笠間市水道事業会計補正予算 (第 2 号)
- 議案第 91 号 令和元年度笠間市公共下水道事業会計補正予算 (第 2 号)

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告について
- 日程第 4 請願・陳情について
- 日程第 5 認定第 1 号 平成30年度笠間市一般会計及び同特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 2 号 平成30年度笠間市立病院事業会計決算認定について
- 認定第 3 号 平成30年度笠間市水道事業会計決算認定について
- 認定第 4 号 平成30年度笠間市工業用水道事業会計決算認定について
- 認定第 5 号 平成30年度笠間市公共下水道事業会計決算認定について
- 日程第 6 諮問第 3 号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて
- 日程第 7 議案第 76 号 笠間市手数料条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 77 号 笠間市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 78 号 笠間市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 79 号 笠間市教育・保育の実施に関する条例を廃止する条例について

- 日程第11 議案第80号 笠間市消防団ほう賞基金条例を廃止する条例について
日程第12 議案第81号 笠間市手数料条例の特例に関する条例について
日程第13 議案第82号 工事請負契約の締結について（みなみ学園義務教育学校整備工事）
日程第14 議案第83号 令和元年度笠間市一般会計補正予算（第2号）
議案第84号 令和元年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議案第85号 令和元年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議案第86号 令和元年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第2号）
議案第87号 令和元年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
議案第88号 令和元年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
議案第89号 令和元年度笠間市立病院事業会計補正予算（第2号）
議案第90号 令和元年度笠間市水道事業会計補正予算（第2号）
議案第91号 令和元年度笠間市公共下水道事業会計補正予算（第2号）

午前10時00分開会

開会の宣告

○議長（飯田正憲君） 皆さんおはようございます。

ご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は21名でございます。

17番大貫千尋君が欠席しております。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和元年第3回笠間市議会定例会を開会いたします。

本日の会議に、地方自治法第121条第1項の規定により、出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、資料のとおりでございます。

市長挨拶

○議長（飯田正憲君） ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 令和元年第3回笠間市議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位には、公私ともご多忙のところ、定例会にご出席を賜り、御礼を申し上げる次

第でございます。

まず、先月25日に実施いたしました茨城国体デモンストレーションスポーツ、合気道演武大会には、市内の園児や小中学生、県内、国外の合気道関係者などの出場選手を初め、市民、県民、約2,000人を超える方々にご来場いただき、盛大に開催することができましたこと、感謝を申し上げる次第であります。今月28日には、第74回国民体育大会（茨城国体）が開幕します。本市では、9月29日から女子、少年男子ゴルフ、10月4日から軟式野球、10月5日からはクレ射撃競技などが開始となり、また、本市にゆかりのある砲丸投げ日本記録保持者の中村太地選手や陸上競技男子800メートルの飯島陸斗選手など、現在7名の選手が出場いたします。10月12日は、国内最大の障害者スポーツの祭典、第19回全国障害者スポーツ大会が開催され、笠間市在住在勤の17名の選手が出場すると伺っております。選手皆様のご活躍をご期待し、応援をしまいたいと思います。

次に、最近の地方を取り巻く国等の動きについてでございますが、来年度の国の予算編成に係る各省庁からの概算要求が先月末に締め切られ、2020年度予算の概算要求で一般会計の総額が105兆円規模になる見通しとなりました。要求総額は、医療や介護などにかかわる社会保障費の伸びなど、前年度を上回り、過去最大を2年連続で更新する公算が大きくなることを見込まれています。なお、10月の消費税率10%の引き上げに対する景気対策や幼児教育・保育の無償化などの施策は別枠として、規模は編成過程で検討するとしています。また、地方自治体に配付される地方交付税につきましては、2019年度の予算比4.0%増の16兆8,207億円としています。これは消費税率10%の引き上げなどに伴い、交付税の原資となる国税収の伸びなどが見込まれることによるものであります。

来年度事業についてですが、次世代通信規格5Gを初めとする革新的なデジタル技術のインフラ整備のほか、景気や雇用環境が厳しい時代に卒業した就職氷河期世代の就職支援やひきこもり状態の人に対する支援、認知症対策を強化する新大綱に基づく施策の推進などが盛り込まれる見込みとなっております。具体的な内容につきましては、今後年末にかけた予算編成作業の中で検討されることから、その動向を注視してまいりたいと思います。

また、県におきましては、先月30日に開会された第3回定例会において、昨年国内で26年ぶりに発生した豚コレラの県内発生を防止する「豚コレラ侵入防止緊急対策」などの補正予算を計上しております。これらにつきましても、新たな制度の詳細が決定次第、迅速に対応してまいりたいと思います。

次に、今年度の事業の状況について、何点かご報告をさせていただきます。

まず初めに、道の駅の整備についてでございますが、令和3年秋のオープンに向け、現在県の事業認定の申請を行っているところであります。県の事業認可後、用地買収を行い、造成工事を進めて、令和2年度に建築工事、令和3年度に外構工事を行ってまいります。運営面につきましては、今後、レストラン及びフードコートのテナント募集を行い、年末もしくは来年初めには出店を決定していくとしております。また、運営計画につきまして

は、指定管理を予定している行政、J A、観光協会、常陽銀行で構成する「株式会社道の駅笠間」等で検討し、本年度中に策定を進めてまいりたいと考えております。

次に、一般県道友部停車場線の無電柱化についてでございます。県は、県平友部停車場線の友部駅から平町交差点（筑波銀行）の角でございますが、そちらまでの約345メートル区間において、災害防止、安全・円滑な交通の確保、良好な景観の形成を図るため、無電柱化事業を進めてまいります。今後の予定といたしましては、先行して10月より上水道の移設工事が始まり、その後友部駅前から順次電線地中化工事及び下水道の移設工事を実施してまいります。また、電線地中化工事にあわせ、市も歩道の景観整備を県と協力しながら進めてまいります。なお、事業完了の予定といたしましては、令和4年度を目標としております。

次に、笠間市自転車の安全利用に関する条例についてでございます。この条例は、平成29年5月に施行された自転車活用推進法に基づき、自転車の運転意識向上や保険等の加入率向上、自転車事故の未然防止を図り、交通安全を推進するために、本年3月に制定をさせていただきました。昨今の自転車事故の状況に鑑み、自転車の安全で適正な利用と自転車損害賠償保険の加入について、県内で初めて義務化をしてものであります。現在、来月1日の条例施行に向けて、市の広報紙やホームページのほか、交通安全キャンペーンにおけるチラシの配布などにより、周知活動を行っております。なお、年度内に市の自転車活用推進計画を策定し、自転車の安全利用を推進してまいりたいと考えております。

次に、認知症高齢者の支援事業の利用者情報共有に関する協定締結についてでございますが、認知症等により、外出中に行方不明になった高齢者や障害者を早期に発見し、保護するため、GPS端末の位置情報の探索における情報共有及び緊密な連携を行う協定を県内で初めて先月26日に笠間警察署と締結をいたしました。この協定は、本年4月から開始しているGPS端末を活用した「認知症高齢者等支援事業」に関して、家族からの同意を得た上で、市から警察署に対象者の住所や氏名などの情報を提供することで、家族からの捜索依頼に対して、警察署が位置情報の照会を円滑に行えるようにするものです。現在12人の対象者が利用しており、これにより、行方不明となった対象者の早期発見と家族への負担軽減を図ることができるものと期待をしております。

次に、プレコンセプションケアについてでございます。妊娠、出産から子育て期の切れ目ない支援の中で、出産前の対策として、プレコンセプションケア健診を9月より本格的に開始をいたします。この検診は、市立病院の医師と保健部門の管理栄養士、保健師など、さまざまな職種のスタッフが、いつか妊娠を考える全ての女性を対象に、血液検査やワクチンの接種状況、貧血、薬の影響、心の状態など、あらゆる視点から現在の健康チェックを行い、より健康に妊娠、出産を乗り切ることを目的に実施をするものであります。これまで、専門職による協議を行い、また、地域交流センタートモアにおいて、市民を交えて「妊娠前に準備すること」と題して、話し合いを進めてまいりました。今後市民窓口課に

において、婚姻届の提出に訪れた方などに、パンフレットを配布するなど、取り組みを推進してまいります。

次に台湾交流事務所についてでございますが、7月23日から25日に実施いたしました台湾交流事務所開設1周年の記念訪台に際しましては、お忙しい中、飯田議長初め多くの議員の皆様にご参加をいただき、感謝を申し上げます。今回の訪台では、台北市長と台北市議会を公式訪問し、観光面のみならず食文化やスポーツ振興などにおいても、交流促進を図っていくことでの申し合わせを行いました。また、期間中には、行政院農業委員会の食糧署との「食を通じた文化交流と発展的な連携強化に関する覚書」の締結や本市と台湾ゴルフ協会、株式会社宍戸国際ゴルフ倶楽部との3者合意による「東京オリンピック台湾ゴルフ選手事前キャンプ基本合意書」の締結を行ってまいりました。今後とも台湾交流事務所が拠点となり、観光を初め、さまざまな面で交流を深め、互いに有益な関係を構築していくとともに、周辺自治体との広域的な連携を図りながら、進めていきたいと考えております。

次に、茨城中央工業団地の動向についてでございますが、昨年から企業の進出が相次いだこともあり、これまで以上に造成整備が急ピッチで進められているところでございます。特に県に対して要望をしていた南側の幹線道路となり流通センター南線が着手され、今年度内に完了する予定であります。また、先月8月29日には、タカノフーズ関東株式会社が起工式をとり行うなど、着々と操業開始に向けた準備が進んでいるところでございます。今年度の新たな企業進出の動きとしては、キャノンモールド株式会社が10ヘクタールという大規模な用地購入を予定しているほか、複数社と具体的な立地に向けた交渉をしているところであり、南側の区画については、分譲もほぼ完了する予定でございます。今後につきましては、企業誘致にかかわる支援制度のあり方について精査をし、また立地後の操業が円滑に行われるよう、企業支援を実施してまいりたいと考えております。

次に、次に山下りん没後80年記念事業についてでございます。日本最初の女流イコン画家である山下りんの没後80年を記念いたしまして、11月2日から24日までかさま歴史交流館井筒屋にて、山下りんの足跡と偉業を紹介するパネル展の開催を行います。山下りんは、本市出身の女性で、開国して間もない明治初期に単身ロシアに留学し、ロシア正教において祈りに欠かせないキリストや聖人を描いたイコンを学びました。帰国してからは、全国の教会のために、イコンを描き、現在も教会等で使用されています。また、本市には、山下りん資料収集館の白凜居があり、貴重なイコンの下絵などの遺品や研究資料が公開されています。今後も郷土が生んだ偉人を検証し、時代背景やその功績などを語り継ぐことで、郷土への関心を高めてまいりたいと思っております。

次に、スポーツ交流員SEAについてでございます。東京オリンピック・パラリンピックのホストタウンに登録されて交流を進めているエチオピアのアベベ・メコネン氏を国のJETプログラムにより、先月19日から雇用をいたしております。アベベ氏は、東京国際

マラソンで3度の優勝経験があり、オリンピックにも2回出場されています。任期は1年間で、オリンピックホストタウン事業や中学校を中心とした部活などの指導など、スポーツを通じた国際交流を促進をしております。また、交流の一環として、年末には、市内の中学生3名をエチオピアに派遣し、トップレベルの陸上体験や現地の中学生との交流を予定しております。

次に、秋のイベントについてでございます。まず第13回かさま新栗まつりについてでございますが、10月5、6日、土、日の2日間、笠間芸術の森公園で開催をいたします。ことしのイベントでは、昨年のNHK紅白歌合戦に出場しました純烈の出演や豪華寝台列車「トラン・スイート四季島」の初代総料理長を務めた岩崎シェフによる笠間のクリのトークショーなどにより、会場を盛り上げていきたいと思っております。また、クリ菓子販売などの出店数も昨年より多い80店の予定をしておりますので、皆様にもぜひおいでいただきたいと思っております。

次に、笠間の菊まつりについてでございますが、112回を迎える笠間の菊まつりについては、10月19日から11月24日まで、37日間の開催を予定しております。笠間稲荷神社をメイン会場に、昨年に引き続き茨城大学の学生のアイデアを生かした菊の装飾を大町ポケットパークなどに行くほか、かさま歴史交流館井筒屋には、友好都市であるドイツ、ラール市の菊祭りの飾り方を参考とした装飾を施すなど、地域全体で華やかな演出をしてみたいと考えております。また、菊まつり期間限定となりますので、笠間稲荷神社御朱印帳の販売や一部店舗でのお土産用の限定包装紙の使用により、訪れる方々に菊まつり、笠間市をPRしていきたいと思っております。

次に、今議会の提出議案等についてご説明を申し上げます。

今回の提出議案は、法令等に基づく報告事項の外、平成30年度各会計の決算認定についてが5件、人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについての諮問が1件、笠間市手数料条例等の一部を改正する条例についてを初めとする議案16件であります。

平成30年度決算についてでございますが、一般会計、特別会計、企業会計合わせた歳入決算額は521億239万8,615円で、歳出決算額は517億8,900万1,965円であります。

また、補正予算関係の議案等につきましては、令和元年度笠間市一般会計補正予算（第2号）を初めとする9件の補正予算案を上程するものであります。

今回の一般会計補正予算（第2号）についてでございますが、まず歳入におきましては、普通交付税や繰越金の決定などによる増額のほか、歳出補正関連の国県支出金や市債などを補正するものであります。

歳出の主なものについてでございますが、みなみ学園児童クラブ整備事業に係る設計業務、また地区要望等により緊急に対応すべき道路維持事業や教育振興寄附金による義務教育施設整備基金への積立金などを中心に編成をしているところでございます。その結果、今回の補正予算の総額は4億7,716万8,000円の増額補正となり、補正後の一般会計の予算

規模は316億5,312万9,000円となります。後ほど詳しく説明申し上げますので、慎重なる審議をいただき、議決を賜りますようお願いを申し上げ、挨拶にかえさせていただきたいと思っております。

開議の宣告

○議長（飯田正憲君） 直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（飯田正憲君） 日程についてご報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、議事日程第1号となっております。

これより議事日程に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（飯田正憲君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、7番林田美代子君、8番田村泰之君を指名いたします。

会期の決定について

○議長（飯田正憲君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今期定例会の会期等につきましては、議会運営委員会においてご審議をいただいておりますので、ここで議会運営委員会委員長より、報告を願います。

議会運営委員長畑岡洋二君。

〔議会運営委員長 畑岡洋二君登壇〕

○議会運営委員長（畑岡洋二君） 議会運営委員会から会議の報告をいたします。

当委員会は、8月27日に、令和元年第3回笠間市議会定例会の会期日程等について協議いたしました。

会期につきましては、資料のとおり、9月3日から20日までの18日間といたします。

初日の9月3日は、会期の決定、請願・陳情の付託、議案の上程、提案理由の説明を受け、議案の一部についての質疑、討論、採決を行います。

4日は、議案調査のため、休会といたします。

5日は、議案質疑の後、各常任委員会へ付託を行うとともに、平成30年度の各会計の決

算審査のため、決算特別委員会を設置し、付託を行います。

6日と9日の2日間で常任委員会を、10日、11日及び12日の3日間の決算特別委員会を開催いたします。

13日は、議事整理のため、休会といたします。

一般質問は、17日、18日及び19日の3日間でを行います。

最終日の20日は、各委員会に付託された議案等の審査結果を各委員長から報告を受けた後、討論、採決を行い、終了となります。

以上、会期日程についてご報告いたします。

○議長（飯田正憲君） お諮りいたします。

今期定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から9月20日までといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は本日から9月20日までの18日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、ただいま委員長から報告がありましたように、会期日程表のとおりであります。

諸般の報告

○議長（飯田正憲君） 次に、日程第3、諸般の報告をいたします。

市長から、法令等に基づく報告事項として、地方自治法に基づく平成30年度笠間市一般会計継続費精算報告書について、地方公益法に基づく平成30年度笠間市公共下水道事業会計継続費精算報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく笠間市の健全化判断比率について、同法、笠間市公益企業会計等の資金不足比率について及び笠間市債権管理条例に基づく非強制徴収債権の放棄について、また、地方自治法第180条第2項の規定により専決処分の報告4件、こちらは紙の資料になっております、法令等に基づく報告事項として提出されました資料をもって報告にかえることをご了承願います。

次に、閉会中の議員派遣についてですが、笠間市議会会議規則第167条第1項のただし書きの規定により、議長において決定し議員を派遣いたしました。その内容は資料のとおりであります。

以上、ご報告いたします。

請願・陳情について

○議長（飯田正憲君） 日程第4、請願・陳情について議題といたします。

本定例会に提出されました請願・陳情につきましては、文書表を付して、その写しを配信しております。この請願につきましては、請願・陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。

-
- 認定第1号 平成30年度笠間市一般会計及び同特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第2号 平成30年度笠間市立病院事業会計決算認定について
 - 認定第3号 平成30年度笠間市水道事業会計決算認定について
 - 認定第4号 平成30年度笠間市工業用水道事業会計決算認定について
 - 認定第5号 平成30年度笠間市公共下水道事業会計決算認定について

○議長（飯田正憲君） 日程第5、認定第1号 平成30年度笠間市一般会計及び同特別会計歳入歳出決算認定についてないし認定第5号 平成30年度笠間市公共下水道事業会計決算認定についての5件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 認定第1号 平成30年度笠間市一般会計及び同特別会計歳入歳出決算認定についてから認定第5号 平成30年度笠間市公共下水道事業会計決算認定についての提案理由を申し上げます。

これらの案件は、平成30年度の笠間市の一般会計特別会計及び企業会計の決算について、それぞれ地方自治法及び地方公営企業法の規定に基づき、監査委員の意見書をつけて議会の認定に付するものであります。

内容につきましては、各担当部長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（飯田正憲君） 総務部長石井克佳君。

〔総務部長 石井克佳君登壇〕

○総務部長（石井克佳君） 認定第1号 平成30年度笠間市一般会計及び同特別会計歳入歳出決算認定についてのうち、一般会計歳入歳出決算についてご説明を申し上げます。

初めに、笠間市歳入歳出決算書、タブレットの資料23番でございますが、そちらの決算書の132ページをごらんいただきたいと思います。

132ページは実質収支に関する調書でございます。

この調書の数値につきましては、1,000円単位で記載をしております。

1、歳入総額は297億1,341万円。

2、歳出総額は288億4,907万1,000円。

3、歳入歳出差引残高は8億6,433万9,000円でございます。

4の翌年度へ繰り越すべき財源といたしまして、（1）継続費通次繰越額138万9,000円、

(2)繰越明許費繰越額9,440万8,000円、合わせまして9,579万7,000円でございますので、5の実質収支額は7億6,854万2,000円でございます。

ページを6ページ、7ページにお戻りいただきたいと思ひます。

まず歳入の決算額について主なものをご説明申し上げます。

第1款市税でございます。

収入済額が94億4,860万7,965円、不納欠損額は7,191万3,920円、収入未済額は4億3,705万1,860円でございます。

第10款地方交付税は、収入済額67億1,852万円でございます。

8ページ、9ページをごらんいただきたいと思ひます。

第14款国庫支出金は、収入済額39億3,412万8,063円で、生活保護費や障害者自立支援給付費、児童手当などの国庫負担金、道路など建設事業に係る国庫補助金が主なものでございます。

第15款県支出金は、収入済額20億7,349万2,436円で、子どものための教育・保育給付費などの県負担金や教育・保育施設等運営費などの県補助金が主なものでございます。

10ページ、11ページをごらんください。

第21款市債は、収入済額22億7,320万7,000円で、一番右側の予算現額と収入済額との比較6億9,310万円は、道路整備などの事業の繰り越しに伴うものでございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

12ページ、13ページをごらんください。

第2款総務費は、支出済額33億602万3,751円で、このうち第1項総務管理費は、企業立地促進基金2億139万円の積み立てのほか、市民センターいわま大規模改修事業が主なものでございます。

第3款民生費は、支出済額105億9,541万1,403円で、第1項社会福祉費は、介護保険や国民健康保険特別会計への繰出金、障害者自立支援給付事業、第2項児童福祉費は、民間認定こども園運営事業費や児童手当費が主なものでございます。

第4款衛生費は、支出済額21億5,836万781円で、第1項保健衛生費は、各種検診や予防接種事業など、第2項清掃費は、笠間・水戸環境組合負担金や一般廃棄物の収集運搬処理業務などが主なものでございます。

第5款農林水産業費は、支出済額12億9,109万4,016円で、第1項農業費は、農業集落排水事業特別会計繰出金や経営体育成基盤整備事業などが主なものでございます。

翌年度繰越額1億6,171万3,000円は、道の駅整備事業の設計業務委託などでございます。

第6款商工費は、支出済額5億2,626万5,884円で、第1項商工費は、中小企業金融支援事業、第2項観光費は、菊まつり事業や愛宕山管理事業が主なものでございます。

14ページ、15ページをごらんください。

第7款土木費は、支出済額19億1,503万6,597円で、第2項道路橋りょう費は、道路の維

持や新設改良、第4項都市計画費は笠間稲荷周辺まちづくり拠点整備事業や県道水戸岩間線歩行者空間整備事業が主なものでございます。

土木費の翌年度繰越額2億5,691万1,000円は、南友部平町線整備事業ほか9事業の道路及び施設整備事業等でございます。

第8款消防費は、支出済額14億1,442万9,343円で、茨城消防救急無線指令センター運営事業や消防車両更新事業が主なものでございます。

第9款教育費は、支出済額30億902万3,900円で、第2項小学校費は、小学校施設緊急点検修繕事業、第5項社会教育費は、友部公民館施設整備事業、第6項保健体育費は、市民球場整備事業が主なものでございます。教育費の翌年度繰越額3億9,618万6,000円は、中学校校舎空調整備事業及び友部第二中学校トイレ改修事業でございます。

第10款災害復旧費は、支出済額5,550万4,920円で、平成29年の台風21号により被害を受けました稲田中学校運動場の災害復旧事業でございます。

第12款諸支出金は、支出済額11億2,662万28円で、市立病院や上水道事業会計、平成30年度から公営企業法の適用を受けました公共下水道事業会計への一般会計からの支出金でございます。

以上で一般会計決算の説明を終わります。

○議長（飯田正憲君） 保健福祉部長下条かをる君。

〔保健福祉部長 下条かをる君登壇〕

○保健福祉部長（下条かをる君） 認定第1号のうち、保健福祉部所管の特別会計についてご説明を申し上げます。

初めに、平成30年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

決算書の164ページをお開き願います。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額は83億4,650万円、歳出総額は83億2,228万4,000円、歳入歳出差引残額は2,421万6,000円でございます。翌年度への繰り越す財源はございませんので、実質収支額は2,421万6,000円でございます。

ページを戻りまして136、137ページをお開きください。

歳入の主なものといたしまして、1款国民健康保険税は、調定額26億4,863万1,511円に對しまして、収入済額は19億1,458万696円で、収納率は現年度分が91.7%、過年度分が22.6%になります。

3款国庫支出金、収入済額109万2,000円は国庫補助金で、国保税減免分の災害臨時特例補助金の交付でございます。

4款県支出金、収入済額51億2,637万5,853円は、県負担金、補助金として一本化され、保険給付費等の普通交付金と保険者努力支援分や特定健診等負担金分などの特別交付金でございます。

6 款繰入金、収入済額 6 億7,401万1,448円は、一般会計から人件費等の事務費繰入金、マル福にかかわる医療負担金、財政安定調整基金等を繰り入れたものでございます。

次に、138ページ、139ページをお開き願います。

歳出の主なものといたしまして、2 款保険給付費、支出済み額49億7,012万3,282円は、療養諸費、高額療養諸費等を支出したものでございます。

3 款国民健康保険事業費納付金、支出済み額25億2,798万3,971円は、広域化の制度改正に伴う県への納付金で、医療費給付金分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分を県に支出したものでございます。

5 款保健事業費、支出済み額7,252万1,764円は、特定健診及び特定保健指導にかかわる経費と人間ドック、脳ドックの補助、医療費通知等の保健事業費に支出したものでございます。

以上で平成30年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算についての説明を終わります。

続きまして、平成30年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてご説明を申し上げます。

180ページをお開き願います。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額は 8 億977万円、歳出総額は 8 億448万円、歳入歳出差引残額は529万円でございます。翌年度へ繰り越す財源はございませんので、実質収支額は529万円でございます。

ページを戻りまして、168、169ページをお開き願います。

歳入の主なものといたしまして、1 款後期高齢者医療保険料は、調定額 6 億1,531万5,740円に対しまして、収入済額 6 億561万1,740円で、収納率は現年度分が99.2%、過年度分が45.6%になります。

4 款繰入金、収入済額 1 億8,474万2,100円は、人件費等の事務費繰入金、保険基盤安定繰入金、健診費繰入金など、一般会計から収入したものでございます。

6 款諸収入、収入済額1,676万8,189円は、保険料の償還金、還付加算金や健診委託金及び人間ドック、脳ドックの助成金等を収入したものでございます。

次に、170ページ、171ページをお開き願います。

歳出の主なものといたしまして、2 款後期高齢者医療広域連合納付金、支出済み額 7 億7,565万600円は、保険料及び保険基盤安定事業費負担金等の納付金でございます。

4 款保健事業費、支出済み額1,736万4,632円は、健診事業及び人間ドック、脳ドックの経費に支出したものでございます。

以上で平成30年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の説明を終わります。

次に、平成30年度介護保険特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

224ページをお開き願います。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額は64億3,209万9,000円、歳出総額は62

億9,787万8,000円で、歳入歳出差引残額は1億3,422万1,000円でございます。翌年度へ繰り越す財源はございませんので、実質収支額は同額の1億3,422万1,000円でございます。

ページを戻りまして、184、185ページをお開き願います。

歳入の主なものをご説明いたします。

第1款保険料、収入済額14億3,185万8,143円は、65歳以上の第1号被保険者からの介護保険料の収入でございます。

第3款国庫支出金、収入済額14億2,281万3,024円は、介護給付費にかかわります国庫負担金及び地域支援事業にかかわります国庫補助金などでございます。

第4款支払基金交付金、収入済額16億2,289万7,967円は、介護給付費及び地域支援事業にかかわります法定割合による交付金を支払基金から収入するものでございます。

188、189ページをお開き願います。

歳出の主なものでございますが、第1款総務費、支出済み額1億7,520万3,945円は、人件費や介護認定審査会認定調査などにかかわる費用でございます。

第2款保険給付費、支出済み額58億820万602円は、居宅及び施設等の各種介護サービス及び介護予防サービスなどにかかわる給付費でございます。

第4款地域支援事業費、支出済み額2億2,739万113円は、介護予防、生活支援サービス事業や高齢者の見守り等の包括的支援事業、任意事業にかかわる事業費を支出したものでございます。

以上で平成30年度介護保険特別会計歳入歳出決算についての説明を終わります。

次に、平成30年度介護サービス事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

236ページをお開き願います。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額は2,189万7,000円、歳出総額は1,860万円で、歳入歳出差引残額は329万7,000円でございます。翌年度へ繰り越す財源はございませんので、実質収支額は329万7,000円でございます。

ページを戻りまして、228、229ページをお開き願います。

歳入の主なものをご説明申し上げます。

第1款サービス収入、収入済額1,811万7,357円は、介護予防ケアプラン作成料を収入したものでございます。

第2款繰越金、収入済額377万7,116円は、前年度の繰越分の収入でございます。

次に、歳出でございますが、230、231ページをお開きください。

第1款総務費、支出済み額928万9,294円は、介護サービス事業にかかわります臨時職員等の人件費でございます。

第2款サービス事業費、収入済額931万500円は、介護予防ケアプランの作成を事業所へ委託したものでございます。

以上で保健福祉部の特別会計歳入歳出決算についての説明を終わります。

○議長（飯田正憲君） 上下水道部長横手 誠君。

〔上下水道部長 横手 誠君登壇〕

○上下水道部長（横手 誠君） 認定第1号のうち、上下水道部所管になります農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

252ページをごらんください。

概要につきまして、実質収支に関する調書でご説明いたします。

1、歳入総額は8億9,281万5,000円、2、歳出総額が8億8,903万4,000円ですので、3、歳入歳出差引残額は387万1,000円でございます。4、翌年度への繰り越すべき財源の繰越明許費が3万円ありますので、5、実質収支額は375万1,000円でございます。

ページをお戻りいただきまして、240、241ページをごらんください。

主な内容につきまして、歳入歳出決算書でご説明いたします。

歳入の第1款分担金及び負担金、収入済額2,331万4,900円は、受益者からの分担金収入でございます。

次の第2款使用料及び手数料の収入済額7,153万2,714円は、主に農業集落排水の使用料でございます。

次の第3款国庫支出金2億870万円及び4款県支出金1,933万5,000円の収入済額については、主に友部北部地区の事業にかかわる補助金でございます。

そのほか、財産収入から市債までにつきましては、記載のとおりであり、歳入の収入済額合計は、8億9,281万5,062円でございます。

歳出につきまして、次の242、243ページをごらんください。

第1款農業集落排水事業費、第1項農業集落排水施設管理費、支出済額1億1,122万6,361円は、排水処理施設の維持管理及び修繕費が主なものでございます。

第2項農業集落排水施設建設費、支出済額4億9,462万9,102円は、友部北部地区の施設整備費用が主なものでございます。

次の第2款公債費2億8,317万9,033円は、事業債の元金及び利子の支払いでございます。

合わせました歳出合計は8億8,903万4,496円でございます。なお、翌年度へ繰り越す事業としまして、3,154万円を繰り越ししております。

以上で農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算についての説明を終わります。

○議長（飯田正憲君） 市立病院事務局長後藤弘樹君。

〔市立病院事務局長 後藤弘樹君登壇〕

○市立病院事務局長（後藤弘樹君） 認定第2号 平成30年度笠間市立病院事業会計決算認定についてご説明申し上げます。

決算書1ページ、2ページ、申しわけございません、タブレットとのページ数が違っておりますので、タブレットが6ページ、7ページをお開き願います。

決算報告書1、収益的収入及び支出でございます。収入につきましては、第1款病院事

業収益の決算額 7 億 6,597 万 4,843 円、支出につきましては、第 1 款病院事業費用の決算額 8 億 1,177 万 5,471 円でございます。

決算書 3 ページ、4 ページ、タブレットが 8 ページ、9 ページをお開き願います。

(2) 資本的収入及び支出でございます。収入につきましては、第 1 款資本的収入の決算額 4,958 万 5,285 円、支出につきましては、第 1 款資本的支出の決算額 1,867 万 2,421 円でございます。なお、収入額のうち、前年度に措置いたしました 4,000 万円の国民健康保険調整交付金直営診療施設整備分の補助金を平成 30 年度の収入額より除くことから、資本的収入額が資本的支出額に不足する額 908 万 7,136 円となり、これを過年度損益勘定留保資金で補填をしているところでございます。

決算書 5 ページ、タブレット 10 ページをお開き願います。

損益計算書でございます。金額につきましては消費税を抜いた金額であらわせていただいております。

1 の医業収益が 6 億 8,698 万 828 円。

2 の医業費用が 7 億 7,502 万 462 円で、医業損失といたしまして、8,803 万 9,634 円となっております。

3 の医業外収益が 7,340 万 2,458 円。

4 の医業外費用が 3,533 万 7,378 円となつてございまして、経常損失といたしまして、4,997 万 4,550 円となつているところでございます。

5 の特別利益は、過年度の損益修正益 74 万 5,126 円であります。これにより、当年度純損失が 4,922 万 9,428 円となります。前年度繰越欠損金に当年度純損失を加えまして当年度未処理欠損金は 4 億 6,048 万 9,698 円となります。

決算書 6 ページ、タブレット 11 ページには、剰余金計算書及び欠損金処理計算書、決算書 7 ページ、8 ページ、タブレット 12 ページ、13 ページには貸借対照表、決算書 10 ページ、タブレット 16 ページからは決算附属書類を載せてございますので、後ほどごらんいただきたいと思ひます。

以上で認定第 2 号の説明を終わります。

○議長（飯田正憲君） 上下水道部長横手 誠君。

〔上下水道部長 横手 誠君登壇〕

○上下水道部長（横手 誠君） 認定第 3 号、認定第 4 号及び認定第 5 号についてご説明申し上げます。

初めに、認定第 3 号 平成 30 年度笠間市水道事業会計決算認定についてご説明申し上げます。

上下水道事業会計決算書の 2 ページ、3 ページ、タブレットは 8 ページ、9 ページの決算報告書をごらんください。

1、収益的収入及び支出にかかわる収入は、第 1 款水道事業収益の決算額 18 億 5,944 万

8,498円でございます。対しまして、下の表になります。支出の決算額は、第1款水道事業費用16億7,332万6,724円でございます。

決算書の4ページ、5ページ、タブレットは10ページ、11ページをごらんください。

2、資本的収入及び支出でございます。

収入につきましては、第1款資本的収入の決算額が1億521万3,166円でございます。対しまして、下の表になります。支出の決算額は、第1款資本的支出の5億272万5,645円でございます。資本的収入額が資本的支出額に不足する額3億9,751万2,479円を当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額と過年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

決算書の6ページ、タブレットは12ページをごらんください。

損益計算書でございます。

1の営業収益から6の特別損失までの計算により、下から4行目の当年度純利益は、1億4,898万3,686円となり、次の行の前年度繰越利益剰余金と合わせました、一番下の当年度未処分利益剰余金は14億2,438万4,849円でございます。

決算書の8ページ、タブレットは14ページからは、剰余金計算書、剰余金処分計算書、貸借対照表、決算附属書類になりますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

以上で認定第3号の説明を終わります。

続いて、認定第4号 平成30年度笠間市工業用水道事業会計決算認定についてご説明申し上げます。

決算書44ページ、45ページ、タブレットは50ページ、51ページの決算報告書をごらん願います。

1、収益的収入及び支出の収入は、第1款工業用水道事業収益の決算額2,942万675円でございます。対しまして、下の表になります。支出の決算額は、第1款工業用水道事業費用の2,608万4,330円でございます。

決算書46ページ、タブレットは52ページをごらんください。

損益計算書でございます。

1の営業収益から3の営業外収益までの計算により、下から4行目の当年度純利益は260万6,845円となり、次の行の前年度繰越利益剰余金を合わせました、一番下の当年度未処分利益剰余金は7,953万2,737円でございます。

決算書48ページ、タブレットは54ページからは、剰余金計算書、剰余金処分計算書、貸借対照表、決算附属書類になりますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

以上で認定第4号の説明を終わります。

続いて、認定第5号 平成30年度笠間市公共下水道事業会計決算認定についてご説明申し上げます。

上下水道事業会計決算書の64ページ、65ページ、タブレットは70ページ、71ページの決算報告書をごらんください。

1、収益的収入及び支出にかかわる収入は、第1款下水道事業収益の決算額18億7,894万4,684円でございます。対しまして、下の表になります。支出の決算額は、第1款下水道事業費用18億1,679万5,741円でございます。

決算書66ページ、67ページ、タブレットは72ページ、73ページをごらんください。

2、資本的収入及び支出でございます。

収入につきましては、第1款下水道事業資本的収入の決算額が11億9,732万700円でございます。対しまして、下の表になります。支出の決算額は、第1款下水道事業資本的支出の17億5,827万4,384円でございます。資本的収入額が資本的支出額に不足する額5億6,095万3,684円を当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額と当年度分損益勘定留保資金及び引継金で補填いたしました。

決算書68ページ、タブレットは74ページをごらんください。

損益計算書でございます。

1の営業収益から6の特別損失までの計算により、下から4行目の当年度純利益は、4,673万824円となり、次の行の前年度繰越利益剰余金と合わせました、一番下の当年度未処分利益剰余金は4,673万824円でございます。

決算書70ページ、タブレットは76ページ、こちらからは、剰余金計算書、剰余金処分計算書、貸借対照表、決算附属書類になりますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

以上で認定第5号の説明を終わります。

○議長（飯田正憲君） 提案者の説明が終わりました。

ここで11時15分まで休憩いたします。

午前11時00分休憩

午前11時15分再開

○議長（飯田正憲君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

暑い方は上着を脱いでください。

諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて

○議長（飯田正憲君） 日程第6、諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについての提案理由を申し上げます。

人権擁護委員は、市長村長が議会の意見を聞いて、候補者を推薦し、法務大臣が委嘱するもので、本市におきましては、現在13名が人権擁護活動に取り組んでおります。本諮問は、平成28年度から活動されている高野尚夫氏が任期満了となるため、村田博明氏を新たに推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。よろしくお願いいたします。

○議長（飯田正憲君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております諮問第3号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決をいたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） ご異議なしと認め、そのように決しました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） 討論を終わります。

これより諮問第3号について採決いたします。

本件は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。

議案第76号 笠間市手数料条例等の一部を改正する条例について

○議長（飯田正憲君） 日程第7、議案第76号 笠間市手数料条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第76号 笠間市手数料条例等の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、手数料等について改定するため、所要の改正をするものであります。内容につきましては、総務部長から説明させていただきますので、

よろしくお願いいたします。

○議長（飯田正憲君） 総務部長石井克佳君。

〔総務部長 石井克佳君登壇〕

○総務部長（石井克佳君） 議案第76号 笠間市手数料条例等の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、令和元年10月1日からの消費税増税に伴い、手数料及び使用料について、所要の見直しを実施するため、22の条例を一括で改正するものでございます。新旧対照表によりましてご説明を申し上げます。

14ページをお開きください。

金額に下線のあるものが改正部分でございます。地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴いまして、笠間市手数料条例の別表第2のうち、消防法に基づく手数料の金額を改正するものでございます。それぞれの標準事務に関しまして、右側の現行手数料の金額を左側の改正案の金額に改めるものでございます。

次に、使用料につきましてご説明を申し上げます。現行の消費税相当額8%を10%に変更するための条例改正でございます。現行料金を1.08で除した額に1.10を乗じた額から10円未満を切り捨て、改正料金とすることを基本としてございます。いずれも右側の現行料金を左側の改正案に改めるものでございます。

16ページをお開きいただきたいと思います。

こちらは笠間市原動付自転車仮標識使用料条例の一部改正、こちらは第5条の仮標識の使用料を改めるものでございます。

17ページをお開きください。

笠間市地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正は、別表第1の会議室等、別表第2の附属設備等について、改正料金としてございます。

20ページをお開きください。

笠間市いこいの家の設置及び管理に関する条例の一部改正は、別表の個室使用料を改めるものでございます。

21ページをお開きください。

笠間市児童館の設置及び管理に関する条例の一部改正は、別表の集会室兼幼児室及び遊戯室の料金を改めるものでございます。

22ページをお開きください。

笠間クラインガルテンの設置及び管理に関する条例の一部改正は、別表第1の施設利用料金及び施設使用料について、改正料金としてございます。

24ページをお開きください。

笠間市生き生き菜園の設置及び管理に関する条例の一部改正は、別表の菜園使用料の年額を改めるものでございます。

25ページをお開きください。

笠間工芸の丘の設置、管理及び運営に関する条例の一部改正は、別表第2の施設利用料について改正料金としてございます。

27ページをお開きください。

笠間の家の設置及び管理に関する条例の一部改正は、別表のギャラリー、創作工房、電気釜の使用料について改正料金としてございます。

28ページをお開きください。

あたご天狗の森スカイロッジの設置、管理及びに関する条例の一部改正は、別表のログハウス、研修室、バーベキューセットについて改正料金としてございます。

29ページをお開きください。

あたごフォレストハウスの設置及び管理に関する条例の一部改正は、別表の使用料を改めるものとしてございます。

30ページをお開きください。

笠間市野外ステージの設置及び管理に関する条例の一部改正は、別表の区分に応じまして、それぞれ使用料を改めるものとしてございます。

31ページをお開きください。

北山公園の設置及び管理に関する条例の一部改正は、オートキャンプ場及びバーベキュー場の使用料を改めるものとしてございます。

32ページをお開きください。

笠間芸術の森公園有料公園施設管理条例の一部改正は、別表の野外ステージ、イベント広場について、改正料金としてございます。

33ページをお開きください。

かさま歴史交流館井筒屋の設置及び管理に関する条例の一部改正は、別表の会議室、交流広場について改正料金としてございます。

34ページをお開きください。

笠間市都市公園条例の一部改正は、別表第2の各項目につきまして、使用料を改めるものとしてございます。

36ページをお開きください。

笠間市立公園の設置及び管理に関する条例の一部改正は、別表第3の公園の使用料について改めるものとしてございます。

37ページをお開きください。

笠間市民体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正は、別表の体育館、会議室の使用料について改正料金としてございます。

39ページをお開きください。

笠間市笠間武道館の設置及び管理に関する条例の一部改正は、別表の使用料について改

正料金としてございます。

40ページをお開きください。

笠間市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正は、別表第2の笠間公民館、友部公民館、岩間公民館の会議室等の使用料、別表第3の器具の使用料について改正料金とし、また廃棄をいたしました器具の規定を削除してございます。

43ページをお開きください。

笠間市友部社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正は、別表第2の野球場及びテニスコートの夜間照明施設の使用料を改めるものでございます。

44ページをお開きください。

笠間市立病院使用料等条例の一部改正は、第2条に規定します個室の使用料を市内居住者、市外居住者それぞれについて、また、短期人間ドックの料金を改めるものでございます。さらに、第3条に規定をします診断書等の手数料につきましても、改正される消費税相当額を加算した料金としてございます。

続きまして、附則でございます。

お戻りをいただきまして、12ページをお開きください。

本条例案の施行日は、令和元年10月1日とし、また経過措置を設けてございます。

以上で笠間市手数料条例等の一部を改正する条例の説明を終わります。

○議長（飯田正憲君） 提案者の説明が終わりました。

議案第77号 笠間市税条例の一部を改正する条例について

○議長（飯田正憲君） 日程第8、議案第77号 笠間市税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第77号 笠間市税条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、地方税法等の一部改正する法律の交付に伴い、所要の改正をするものであります。内容につきましては、総務部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（飯田正憲君） 総務部長石井克佳君。

〔総務部長 石井克佳君登壇〕

○総務部長（石井克佳君） 議案第77号 笠間市税条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律の交付に伴い、笠間市税条例の一部を改正す

るものでございます。主な改正内容といたしまして、まず子どもの貧困に対応する措置として、個人市民税の非課税対象者に、未婚のひとり親を加え、対象範囲の拡充を行うものでございます。

二つ目といたしまして、消費税率の引き上げに伴い、軽自動車税の税率の特例について、所要の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表により、ご説明を申し上げます。

9ページをごらんください。

上段の第36条の2、第6項は、市民税申告書における所得控除の記載事項の簡素化に伴い、規定を追加するものでございます。中段の第36条の3の2から、10ページの第36条の3の3にかけましては、給与所得者及び公的年金等受給者が、法律で定義される単身児童扶養者に該当する場合、その旨を扶養親族等申告書に記載することとされたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、11ページの下段からは、附則の改正でございます。

12ページをごらんください。

上段の第15条の2、さらにページをお進みいただきまして、13ページの中段の第15条の6、第3項につきましては、軽自動車税の環境性能割の税率に関する規定でございます。それぞれ対象車両につきまして、3輪以上の自家用軽乗用車を令和元年10月1日から令和2年9月30日までに取得した場合に限り、環境性能割の税率を1%軽減する旨の規定を追加するものでございます。

14ページをごらんください。

上段の第16条第2項から、15ページと同条第4項にかけましては、軽自動車税の種別割の税率の特例に関する規定でございます。

燃費基準等に応じて、税率の特例が適用となる現行制度を2年間延長し、令和2年度分及び令和3年度分の課税について、軽減課税の規定を追加するものでございます。

続きまして、16ページをごらんください。

第16条の2は、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する規定を追加するものでございます。

17ページをごらんください。

上段の第24条は、個人の市民税の非課税範囲に関する改正でございます。第2号に、非課税の対象者として、単身児童扶養者を加えるものでございます。

18ページをごらんください。

附則第16条第5項でございますが、先ほどご説明申し上げました軽自動車税の種別割の税率の特例に関し、令和4年度分及び令和5年度分の課税につきましては、自家用軽乗用車のうち、電気自動車等に限定をしまして、軽減課税を適用する規定を追加するものでございます。

このほか法改正に伴いまして、引用条文や文言の整理など、所要の措置を行ってまいります。

次に、ページを7ページまでお戻りいただきたいと思っております。

上段の附則についてでございます。

第1条におきまして、施行期日について定めてございます。中段の第2条から、8ページの第5条にかけては、市民税及び軽自動車税に関しまして、それぞれ所要の経過措置を定めるものでございます。

以上で議案第77号 笠間市税条例の一部を改正する条例についての説明を終わります。

○議長（飯田正憲君） 提案者の説明が終わりました。

議案第78号 笠間市印鑑条例の一部を改正する条例

○議長（飯田正憲君） 日程第9、議案第78号 笠間市印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第78号 笠間市印鑑条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、住民基本台帳法施行令等の一部改正に伴い、所要の改正をするものであります。

内容につきましては、市民生活部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（飯田正憲君） 市民生活部長金木雄治君。

〔市民生活部長 金木雄治君登壇〕

○市民生活部長（金木雄治君） 議案第78号 笠間市印鑑条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、令和元年11月5日に、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が施行されますことに伴いまして、笠間市印鑑条例の一部を改正する条例を改正するとともに、それらに伴う文言の修正整理を行うものです。

主な改正点といたしましては、氏、いわゆる名字に変更のある者が住民票へ旧字の記載を希望する場合旧字での印鑑登録が可能になること、また、外国人が住民票へ通称の記載を希望する場合、通称での印鑑登録を可能とするものです。

内容につきましては、新旧対照表にてご説明いたします。

4ページをごらんください。

第4条、印鑑の登録、第3項、第3号におきまして、氏に変更のあった者にかかわる住民票に旧字の記載がされている場合にあっては、氏名及び当該旧字また外国人住民にかか

わる住民票に通称の記載がされている場合にあっては、氏名及び当該通称の登録ができることを追加しております。

5 ページをごらんください。

第6号におきまして、外国人住民のうち、非漢字圏の外国人住民にあっては、当該氏名の片仮名表記の登録ができることを追加し、第6号を第7号に繰り下げております。

第10条に登録事項の修正を追加し、印鑑登録原票の登録事項に変更があった場合は、登録事項を修正することを規定し、第10条以下を1条ずつ繰り下げております。

第11条、印鑑登録の抹消、第1項、第4号に、印鑑登録者の旧字、外国人住民にあっては、通称、氏名の片仮名表記に変更があったときは、また第5号に、外国人住民が在留資格を損失するなど、住民基本台帳制度の対象から外れましたときは、登録を抹消することを規定し、第5号を6号に繰り下げております。

6 ページをごらんください。

第14条、印鑑登録証明書におきまして、第4条の規定に基づき印鑑登録した者は、その記載内容を証明するものとしております。

そのほかにも、条文内の磁気テープを磁気ディスクに改めるなど、文言の修正整理もあわせて行っております。

3 ページにお戻りいただきまして、附則といたしまして、この条例は令和元年11月5日から施行するものと定めております。

以上で議案第78号の説明を終わります。

○議長（飯田正憲君） 提案者の説明が終わりました。

議案第79号 笠間市教育・保育の実施に関する条例を廃止する条例について

○議長（飯田正憲君） 日程第10、議案第79号 笠間市教育・保育の実施に関する条例を廃止する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第79号 笠間市教育・保育の実施に関する条例を廃止する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、廃止するものであります。内容につきましては、保健福祉部長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（飯田正憲君） 保健福祉部長下条かをる君。

〔保健福祉部長 下条かをる君登壇〕

○保健福祉部長（下条かをる君） 議案第79号 笠間市教育・保育の実施に関する条例を

廃止する条例についてご説明申し上げます。

2 ページをお開きください。

令和元年10月から、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、笠間市教育・保育の実施に関する条例及び笠間市教育・保育の実施に関する条例施行規則につきましては、教育・保育の認定基準が上位法の子ども・子育て支援法及び子ども・子育て支援法施行規則で定めていることから、本条例を廃止するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、令和元年10月1日から施行し、関連いたします笠間市保育料に関する条例の一部をあわせて改正するものでございます。

以上で議案第79号の説明を終わります。

○議長（飯田正憲君） 提案者の説明が終わりました。

議案第80号 笠間市消防団ほう賞基金条例を廃止する条例について

○議長（飯田正憲君） 日程第11、議案第80号 笠間市消防団ほう賞基金条例を廃止する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第80号 笠間市消防団ほう賞基金条例を廃止する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、笠間市消防団の表彰制度の見直しのため、条例を廃止するものであります。内容につきましては、消防次長から説明させますので、よろしくお願いたします。

○議長（飯田正憲君） 消防次長堂川直紀君。

〔消防次長 堂川直紀君登壇〕

○消防次長（堂川直紀君） 議案第80号 笠間市消防団ほう賞基金条例を廃止する条例についてご説明申し上げます。

笠間市消防団及び団員に対する表彰は、笠間市消防団ほう賞基金条例及び笠間市消防団の組織等に関する規則に基づき、優良団員として、指導員養成課程入校者やポンプ操法大会出場分団の指揮者、新人分団長を、また優良分団として、ポンプ操法大会出場分団や置き場点検において、機械器具等の整備が優秀な分団に対し、出初め式において授与式を行うこととしております。その中で、条例に基づく各賞個別の表彰は行っておらず、市長表象として一括した表彰を行っている現状から、表彰制度の見直しを行い、条例を廃止するものです。

以上で議案第80号の説明を終わります。

○議長（飯田正憲君） 提案者の説明が終わりました。

議案第 8 1 号 笠間市手数料条例の特例に関する条例について

○議長（飯田正憲君） 日程第12、議案第81号 笠間市手数料条例の特例に関する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第81号 笠間市手数料条例の特例に関する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、個人番号カードを用いて、コンビニエンスストア等の自動交付機により証明書を取得する際の手数料を減額するため制定するものであります。内容につきましては、総務部長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（飯田正憲君） 総務部長石井克佳君。

〔総務部長 石井克佳君登壇〕

○総務部長（石井克佳君） 議案第81号 笠間市手数料条例の特例に関する条例についてご説明を申し上げます。

本案は、笠間市手数料条例の規定に基づき徴収する手数料の一部について特例を設けるものでございます。第1条の趣旨において、令和元年11月5日から令和3年3月31日までを本特例の期間と定めてございます。第2条で、個人番号カードを用いたコンビニ交付サービスで証明書を取得する際の手数料を100円を減じた額としてございます。1件300円のものにつきましては、200円とするものでございます。第3条は、規則への委任規定でございます。

附則でございますが、本案の施行日は交付の日からとし、令和3年3月31日限りで効力を失効するものとしてございます。

以上で笠間市手数料条例の特例に関する条例についての説明を終わります。

○議長（飯田正憲君） 提案者の説明が終わりました。

議案第 8 2 号 工事請負契約の締結について（みなみ学園義務教育学校整備工事）

○議長（飯田正憲君） 日程第13、議案第82号 工事請負契約の締結について（みなみ学園義務教育学校整備工事）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第82号 工事請負契約の締結について（みなみ学園義務教育学校整備工事）の提案理由を申し上げます。

本案は、予定価格が笠間市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条に規定する額を超えるため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。内容につきましては、教育次長から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（飯田正憲君） 教育次長小田野恭子君。

〔教育次長 小田野恭子君登壇〕

○教育次長（小田野恭子君） 議案第82号 工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

初めに、契約の目的でございますが、みなみ学園義務教育学校整備工事でございます。工事の概要としましては、改修校舎の外壁のひび割れ等の改修とトイレの全面改修及び増築校舎の建設を行うものでございます。

次に、契約についてでございますが、8月7日に、条件つき一般競争入札を行った結果、落札者と8月20日に仮契約を締結したところでございます。契約金額は9億9,036万円、うち消費税が7,336万円でございます。契約の相手方は茨城県水戸市けやき台2丁目13番2号コスモ・芳野特定建設工事共同企業体でございます。

以上で議案第82号の説明を終わります。

○議長（飯田正憲君） 提案者の説明が終わりました。

議案第83号 令和元年度笠間市一般会計補正予算（第2号）

議案第84号 令和元年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第85号 令和元年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第86号 令和元年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第87号 令和元年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）

議案第88号 令和元年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

議案第89号 令和元年度笠間市立病院事業会計補正予算（第2号）

議案第90号 令和元年度笠間市水道事業会計補正予算（第2号）

議案第91号 令和元年度笠間市公共下水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（飯田正憲君） 日程第14、議案第83号 令和元年度笠間市一般会計補正予算（第2号）ないし議案第91号 令和元年度笠間市公共下水道事業会計補正予算（第2号）までの9件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第83号 令和元年度笠間市一般会計補正予算（第2号）から議案第91号 令和元年度笠間市公共下水道事業会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

これらの議案は、令和元年度の補正予算であり、一般会計の外特別会計5会計及び企業会計3会計について補正するものであります。内容については、各担当部長から説明させていただきますので、よろしく申し上げます。

○議長（飯田正憲君） 総務部長石井克佳君。

〔総務部長 石井克佳君登壇〕

○総務部長（石井克佳君） 議案第83号 令和元年度笠間市一般会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

1ページをごらんください。

令和元年度笠間市一般会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億7,716万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ316億5,312万9,000円とするものでございます。

7ページをごらんください。

第2表継続費補正でございます。

既に小学校費にみなみ学園義務教育学校整備事業として継続費を設定しているところでございますが、中学校校舎大規模改修工事について、補助事業に採択されたことなどから、1、追加に、みなみ学園義務教育学校整備事業（改修）を新たに令和元年度から令和2年度の2カ年で設定をし、また増築校舎につきましては、2、変更におきまして、みなみ学園義務教育学校整備事業（増築）としまして、総額及び年割額を変更するものでございます。

8ページをごらんください。

第3表債務負担行為補正でございます。友部小児童クラブ運営業務委託から最下段の友部地区中学校給食調理業務委託の6事業につきましては、来年度当初から事業を実施するに当たり、本年度中に契約事務を進める必要があることから、それぞれ債務負担行為を設定するものでございます。

9ページをごらんください。

第4表地方債補正でございます。1、追加はみなみ学園義務教育学校整備事業債（改修）及び総合公園テニスコート整備事業債、児童クラブ整備事業債の3事業につきまして、事業の実施に伴い新たに起債をするものでございます。

10ページをごらんください。

2、変更でございますが、市道整備事業債から最下段の臨時財政対策債まで事業費及び起債可能額が決定をいたしましたので補正をするものでございます。

次に、歳入歳出予算の主なものにつきまして、事項別明細書にてご説明を申し上げます。
13ページをごらんください。

歳入でございます。

第1款市税、第3項軽自動車税、2目環境性能割233万円の増は、税制改正により、本年10月1日以降、自動車取得税が廃止され、軽乗用車の環境性能割が創設されることによりまして計上するものでございます。

また、第9款地方特例交付金1,779万7,000円の増は、住宅借入金等特別税額控除に係る個人住民税減収補填特例交付金の確定によるものが主なものでございます。

第10款地方交付税8億2,162万9,000円の増でございますが、普通交付税の本年度の額の確定により増額をするものでございます。

14ページをごらんください。

第14款国庫支出金、第1項国庫負担金、3目教育費国庫負担金2,624万3,000円の減は、補助金額の確定などにより、公立学校施設整備費負担金を減額しまして、第2項国庫補助金、6目教育費国庫補助金で、学校施設環境改善交付金2,167万1,000円を増額するものでございます。

第2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金2,024万1,000円の増は、事業採択による地域介護福祉空間整備等施設整備補助金の増が主なものでございます。

16ページをごらんください。

第17款寄附金、第1項寄附金、4目教育費寄附金2,114万4,000円の増は、教育振興として、2,002万8,000円、また、岩間図書館の図書資料購入費として寄せられました100万円の寄附金が主なものでございます。

17ページをごらんください。

第18款繰入金、第2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金7億7,756万4,000円の減は、地方交付税や繰越金などの一般財源が確保できる見込みになったことから減額をするものでございます。

18ページをごらんください。

第20款諸収入、第4項雑入、3目給食事業収入364万5,000円の増は、子ども・子育て支援法の改正に伴いまして、くるす及びともべ保育所の副食費を計上するものでございます。

続きまして、20ページをごらんください。

歳出でございます。

まず、今回の補正では、歳出項目全般にわたりまして、4月の人事異動に伴う職員の人件費に係る補正をしてございます。

続きまして、第1款議会費、第1項1目議会費1,656万円の増は、庁舎改修にあわせまして、議場棟に設置をいたします第18節備品購入費の増額が主なものでございます。

21ページをごらんください。

第2款総務費、第1項総務管理費、6目企画費382万3,000円の増は、本年11月からのデマンドタクシーの料金改定に伴い、13節委託料で料金チケットやチラシの作成など、デマンド交通システム運行管理委託料127万8,000円の増が主なものでございます。

7目男女共同参画費22万7,000円の増は、いばらきパートナーシップ宣誓制度の実施を受け、13節委託料に、LGBT講演業務委託料を計上するものでございます。

27ページをごらんください。

第3款民生費、第2項児童福祉費、1目児童福祉総務費1,748万1,000円の増は、みなみ学園の増築にあわせた放課後児童クラブ移転のため、13節設計業務委託料等を計上するもののほか、19節負担金補助及び交付金で、第3子以降の所得制限撤廃による多子世帯の保育料軽減事業補助金972万6,000円などが主なものでございます。

32ページをごらんください。

第5款農林水産業費、第1項農業費、6目農地費2,681万8,000円の増は、集落で管理する農業施設の長寿命化が補助対象に加えられたことにより、19節負担金補助及び交付金で、多面的機能支払交付金1,145万8,000円の増が主なものでございます。

34ページをごらんください。

第6款商工費、第1項商工費、2目商工振興費998万6,000円の増は、ドイツ、ラール市において、来年1月に陶芸展が開催されることから、笠間焼の展示PRに要する費用として、8節報償費に陶芸家等への事業推進報償費55万円、13節委託料に笠間焼国際交流事業委託料43万8,000円などを計上するほか、19節負担金補助及び交付金に、市街地活性化事業補助金811万1,000円を計上するものでございます。

第2項観光費、2目観光振興費150万円の増は、芸術の森公園で開催される笠間浪漫台湾フェアと連携し、文化交流イベントの委託料を計上するものでございます。

35ページをごらんください。

第7款土木費、第2項道路橋りょう費、2目道路維持費で、9,114万9,000円の増は、第15節工事請負費で、用水路の維持補修整備工事費でございます。

3目道路新設改良費4,938万円の増は、北関東自動車道の拠点として、笠間パーキングエリアにスマートインターチェンジを計画検討するため、第13節委託料に、事業効果分析業務委託料3,000万円が主なものでございます。

37ページをごらんください。

第5項住宅費、1目住宅管理費1,111万7,000円の増は、15節工事請負費で、市営住宅の給水ポンプ等の更新に伴う住宅整備工事費493万円や19節負担金補助及び交付金で、空家の利活用を進めるため、家財道具などの処分費を補助する空家利活用補助金100万円が主なものでございます。

38ページをごらんください。

第8款消防費、第1項消防費、3目消防施設費1,279万1,000円の増は、使用されなくな

った分団詰所等の解体費用として、第15節工事請負費807万7,000円が主なものでございます。

39ページをごらんください。

第9款教育費、第1項教育総務費、2目事務局費2,787万8,000円の増は、25節積立金で教育振興などに寄附をされました2,002万8,000円を義務教育施設整備基金へ積み立てるものでございます。

40ページをごらんください。

第2項小学校費、3目学校建設費1億2,408万9,000円の減は、みなみ学園の中学校校舎改修事業が補助事業に採択されたことに伴い、13節の監理業務委託料及び15節の施設整備工事費を減額し、第3項中学校費、3目学校建設費へ予算を組み替えるものでございます。

以上で令和元年度笠間市一般会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

○議長（飯田正憲君） 保健福祉部長下条かをる君。

〔保健福祉部長 下条かをる君登壇〕

○保健福祉部長（下条かをる君） 議案第84号 令和元年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

1ページをごらんください。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,023万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を76億3,139万3,000円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

6ページをお開き願います。

歳入の主なものにつきましては、4款県支出金、1項県負担金補助金、1目保険給付費等交付金54万円の増額は、システム改修に伴う特別交付金の県繰入金でございます。

6款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金235万円の増額は、人事異動に伴う事務費繰入金でございます。

7款1項1目繰越金2,421万5,000円の増額は、平成30年度決算による前年の繰越金でございます。

次に、7ページをお開き願います。

歳出の主なものにつきましては、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費289万円の増額は、人件費及びシステム改修委託料でございます。

6款1項基金積立金、1目準備金積立金2,733万1,000円の増額は、前年度繰越金等を財政調整基金への積み立てるものでございます。

以上で議案84号の説明を終わります。

続きまして、議案第85号 令和元年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

1ページをごらんください。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ529万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を8億4,929万5,000円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

6ページをお開き願います。

歳入の主なものにつきましては、4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金6,000円の増額は、システム使用料の消費税増額分の事務費繰入金でございます。

5款1項1目繰越金528万9,000円の増額は平成30年度決算による前年度繰越金でございます。

次に、7ページをお開き願います。

歳出につきましては、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金318万5,000円の増額は、前年度保険料の精算に伴う納付金でございます。

3款諸支出金、1項繰出金、1目一般会計繰出金142万8,000円の増額は、事務費繰入金等の精算に伴う返還金でございます。

以上で議案第85号の説明を終わります。

続きまして、議案第86号 令和元年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

1ページをごらんください。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億3,169万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ66億6,372万9,000円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げます。

初めに歳入でございますが、6ページをお開き願います。

3款国庫支出金、5款県支出金、7款繰入金につきましては、人事異動に伴う人件費の補正が主なものでございます。

7ページに移りまして、8款1項1目繰越金1億3,422万円は、前年度精算に伴う繰越金でございます。

次に、歳出でございますが、8ページをお開き願います。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費153万5,000円の減額は、人事異動に伴う給与、職員手当等でございます。

9ページをお開きください。

4款地域支援事業費、4項包括的支援事業費、2目生活支援体制整備事業260万4,000円の減額は、派遣職員の異動による人件費の補正でございます。

5款1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金4,706万9,000円は平成30年度精算に伴う剰余金の積み立てでございます。

6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金5,360万8,000円は、平成30年度精算に伴う介護給付費国庫負担金、県負担金、支払基金交付金返還金でございます。

4 項繰出金、1 目一般会計繰出金3,415万2,000円の増額は、平成30年度介護給付費、職員給与費、事務費等の精算に伴うものでございます。

以上で議案第86号の説明を終わります。

次に、議案第87号 令和元年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

1 ページをごらんください。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ59万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,259万円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書により説明申し上げます。

初めに歳入でございます。

6 ページをお開き願います。

2 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金270万5,000円の減額は、人事異動による人件費分でございます。

3 款、1 項、1 目繰越金329万5,000円は、前年度事業精算による繰越金でございます。

次に、7 ページをお開きください。

歳出でございますが、1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費59万円の増額は、人事異動に伴う人件費でございます。

以上で議案第87号の説明を終わります。

○議長（飯田正憲君） 上下水道部長横手 誠君。

〔上下水道部長 横手 誠君登壇〕

○上下水道部長（横手 誠君） 議案第88号 令和元年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

1 ページをごらんください。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,350万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億2,775万9,000円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げます。

6 ページをごらんください。

歳入になります。

第4款県支出金、第1項県補助金、1目農業集落排水事業県補助金60万円の増は、農業集落排水施設へ接続するために、排水設備の工事を行う方に対する県補助金の増額でございます。

第5款繰入金、第1項1目一般会計繰入金915万8,000円の増は、歳出の増額に伴うものでございます。

第6款繰越金、第1項1目款繰越金の374万6,000円の増は、前年度繰越金の確定による

ものでございます。

7ページをごらんください。

歳出でございます。

第1款農業集落排水事業費、第1項1目農業集落排水施設管理費1,129万7,000円の増額の主なものは、15節工事請負費1,118万4,000円で、処理場や中継ポンプ場の修繕工事等、また、19節負担金補助及び交付金120万円で、農業排水施設接続支援事業費補助金でございます。

第2項1目農業集落排水施設建設費221万円の増額は、人事異動に伴う給与等の補正でございます。

以上で議案第88号の説明を終わります。

○議長（飯田正憲君） 提案者の説明を求めます。

市立病院事務局長後藤弘樹君。

〔市立病院事務局長 後藤弘樹君登壇〕

○市立病院事務局長（後藤弘樹君） 議案第89号 令和元年度笠間市立病院事業会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

第1ページをごらんください。

第2条収益的収入及び支出の予定額の補正でございます。

収入の第1款病院事業収益におきまして、953万2,000円を減額し、収入予定額の総額を9億6,475万6,000円にし、支出の第1款病院事業費用に2,655万6,000円を追加し、支出の予定額の総額を、11億5,480万2,000円とするものでございます。

収入支出の主なものにつきまして、補正予算に関する明細書にてご説明いたします。

9ページをごらんいただきたいと思っております。

収益的収入及び支出でございます。

初めに、収入でございますが、第1款1項3目その他の医業収益980万円の減は、室料差額の収益及び文書料等の消費税改正相当分の増によるものや茨城県と笠間市間で実施しております人事交流事業に対する県からの支出金の減でございます。

10ページをごらんいただきたいと思っております。

支出でございます。

第1款1項1目給与費3,034万円の増は、4月の人事異動によるものであり、3目経費378万4,000円の減は、収入と同様に人事交流事業の県への負担金の減によるものでございます。

以上で議案第89号の説明を終わります。

○議長（飯田正憲君） 上下水道部長横手 誠君。

〔上下水道部長 横手 誠君登壇〕

○上下水道部長（横手 誠君） 議案第90号及び議案第91号についてご説明申し上げます。

初めに、議案第90号 令和元年度笠間市水道事業会計補正予算（第2号）についてご説

明申し上げます。

1 ページをごらんください。

第1条は、総則でございます。

第2条は、業務の予定量を補正するもので、(4) 主要な建設改良事業における石綿管更新工事を891万円増額し、1億1,712万6,000円に補正するものでございます。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額の補正になります。

収入の第1款水道事業費用収益、第2項営業外収益を174万7,000円減額し、2億371万1,000円とし、水道事業収益計を18億1,338万4,000円とするものでございます。

支出の第1款水道事業費用、第1項営業費用を324万6,000円増額し、16億3,971万8,000円とし、水道事業費用計を17億1,637万1,000円に補正するものでございます。

第4条は、資本的収入及び支出の補正になります。

予算第4条本文括弧書きを資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額4億2,557万1,000円は、当該年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,841万9,000円、過年度分損益勘定留保資金4億715万2,000円で補填するものとするに改めるものでございます。

2 ページをごらんください。

収入の第1款資本的収入、第3項他会計負担金を77万円増額し、368万6,000円とし、資本的収入計を9,389万6,000円とするものでございます。

支出の第1款資本的支出、第1項建設改良費を3,476万7,000円増額し、2億4,724万円とし、資本的支出計を5億1,946万7,000円とするものでございます。

第5条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正で、職員給与費を377万4,000円増額し、8,633万8,000円に改めるものでございます。

第6条は他会計からの補助金の補正になります。予算第9条中収益的収入(2) 高料金対策補助金2,699万8,000円を2,579万1,000円に、収益的収入(4) 児童手当に要する補助金77万6,000円を23万6,000円に改めるものでございます。収入支出の内容につきまして、補正予算明細書によりご説明申し上げます。

9 ページをごらん願います。

収益的収入及び支出でございます。

収入の第1款水道事業収益174万7,000円の減は、第2項営業外収益、2目他会計補助金で高料金対策補助金の繰り出し基準の確定による減額及び人事異動に伴う児童手当補助金の減額でございます。

10ページをごらんください。

支出の第1款水道事業費用324万6,000円の増は、第1項営業費用、5目総係費で職員の人事異動に伴う給料、手当等が主なものでございます。

11ページをごらんください。

資本的収入及び支出でございます。

収入の第1款資本的収入77万円の増は、第3項他会計負担金、1目一般会計負担金で水道管布設工事に伴う消火栓設置工事の追加による負担金の増額でございます。

次に、支出の第1款資本的支出3,476万7,000円の増は、第1項建設改良費、1目事務費205万7,000円で、上下水道料金システム機器の購入及び2目施設改良費3,271万円で、石綿管更新工事や地域からの要望による水道管布設工事を行う工事費でございます。

以上で議案第90号についてご説明を終わりにいたします。

続きまして、議案第91号 令和元年度笠間市公共下水道事業会計補正予算（第2号）の説明を申し上げます。

1 ページをごらんください。

第1条は、総則でございます。

第2条は、業務の予定量を補正するもので、（4）主要な建設改良事業における污水管路建設事業を3,190万円増額し、4億819万円に、処理場建設事業を48万5,000円増額し、5億7,134万4,000円とするものでございます。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を補正するものでございます。

収入の第1款下水道事業収益、第1項営業収益を2,268万6,000円減額し、6億3,672万6,000円に、第2項営業外収益を3,053万9,000円増額し、12億1,801万6,000円とし、下水道事業収益計を18億5,474万2,000円にするものでございます。

支出の第1款下水道事業費用、第1項営業費用を877万円増額し、15億9,649万3,000円とし、下水道事業費用計を18億5,474万2,000円とするものでございます。

第4条は、資本的収入及び支出の補正でございます。

予算第4条本文括弧書きを、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額5億7,726万1,000円は、当年度分損益勘定留保資金5億5,852万2,000円及び引継金1,873万9,000円で補填するものとするに改め補正するものでございます。

2 ページをごらんください。

収入の第1款資本的収入、第1項企業債を3,190万円増額し、9億7,890万円に、第2項一般会計出資金を472万1,000円減額し、2億4,691万円とし、資本的収入計を16億2,118万4,000円とするものでございます。

支出の第1款資本的支出、第1項建設改良費を3,238万5,000円増額し、9億8,563万4,000円とし、資本的支出計を21億9,844万5,000円とするものでございます。

第5条は企業債の限度額を3,190万円増額し、5億7,890万円に補正するものでございます。

第6条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の職員給与費を60万5,000円増額し、9,516万1,000円に改めるものでございます。

第7条は、他会計からの補助金を予算第10条中収益的収入、（1）雨水処理負担金2,425万6,000円を157万円に、（2）分流式下水道等補助金3億998万8,000円を2億8,278万1,000

円に、（３）水質規制補助金312万1,000円を252万7,000円に、（５）高資本費対策補助金1億9,900万2,000円を2億5,279万9,000円に、（９）維持管理費等補助金7,779万6,000円を8,233万9,000円に、資本的収入（１）分流式下水道等出資金655万2,000円を637万4,000円に、（２）企業債元金出資金2億4,507万9,000円を2億4,053万6,000円に補正するもの
でございます。

それでは、主な内容につきまして、補正予算明細書によりご説明申し上げます。

12ページをごらんください。

収益的収入及び支出の収入でございます。

第1款下水道事業収益785万3,000円の増額は、第1項営業収益、1目雨水処理負担金2,268万6,000円の都市下水路維持管理にかかわる一般会計からの負担金の減額及び第2項営業外収益、4目一般会計補助金3,053万9,000円の増額でございます。

13ページをごらんください。

支出の第1款下水道事業費用877万円の増額は、第1項営業費用、3目処理場費、20節修繕費780万円の浄化センターともべ処理施設修繕工事が主なものでございます。

14ページをごらんください。

資本的収入及び支出の収入でございますが、第1款下水道事業資本的収入の2,717万9,000円の増額は、第1項企業債3,180万円で、管路施設整備等に伴う事業債の増額及び第2項一般会計出資金472万1,000円の減額でございます。

15ページをごらんください。

支出の第1款下水道事業資本的支出3,238万5,000円の増額は、第1項建設改良費、1目汚水管路建設費3,190万円で、友部地区旭町地内の管路布設工事及び鯉淵地内の管路布設がえ工事が主なものでございます。

以上で議案第91号の説明を終わります。

○議長（飯田正憲君） 提案者の説明が終わりました。

散会の宣告

○議長（飯田正憲君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、次の本会議は9月5日午前10時より開会しますので、よろしく願いいたします。

本日はご苦労さまでございました。

午後零時25分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 飯 田 正 憲

署 名 議 員 林 田 美代子

署 名 議 員 田 村 泰 之